

回 答 書

令和 8 年 9 月 18 日

保健福祉部 子育て支援課

令和 8 年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務における受託者選定に係る公募型

プロポーザルの実施に関する質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領 4 ページ目 7.企画提案書等の提出 (1) 提出書類及び 作成要領 ①企画提案書 (任意 提案) ウ) 6 行目	「※副本については、会社名、ロゴなど提案者を識別できる情報を含んではならないことに留意すること。」との記載がございますが、その他の提出物である②見積書 (任意様式) ～⑤納入機器仕様書及び仕様確認資料につきましては、会社名、ロゴ等の提案者を識別できる情報を含めても問題ございませんでしょうか。	②見積書 (任意様式) ～⑤納入機器仕様書及び仕様確認資料についても、副本への会社名、ロゴなど提案者を識別できる情報を含めないようご留意ください。
2	仕様書 5 ページ目 8.ネットワーク及び 接続環境	個人情報および要配慮個人情報はインターネット側のサービスに保管しても問題ないのでしょうか。もしくは LGWAN-ASP サービスでのご提供が必須でしょうか。	LGWAN-ASP サービスの利用を必須とするものではありません。 インターネット側に保存する場合は、本仕様に定める要件を遵守するとともに、必要な安全管理措置を講じ、個人情報及び要配慮個人情報を適切に保護できることとしてください。
3	仕様書 5 ページ目 9.個人情報保護及び セキュリティ	保育 ICT では園児名、生年月日等の個人情報を取り扱うものと認識しておりますが、要配慮個人情報を含む取り扱いを行うという理解であっておりますでしょうか。 職員・保護者側の通常の ICT 利用でも病歴・障害情報・健康診断等の情報を取り扱うことはあるかと考えており、また病歴においても一般的かつ軽微な疾患に関する情報も要配慮個人情報とすることが適切とされているため、確認させていただきます。	個人情報の取扱いについては、機能要件に記載しているとおりであり、すべての要配慮個人情報の取扱いを必須とするものではありません。 一方で、要配慮個人情報の取扱いを排除するものではなく、システム上登録できる機能を有することを妨げるものでもありません。

4	仕様書 5 ページ目 9.個人情報保護及びセキュリティ	上記ご質問へのご回答が、”要配慮個人情報を取り扱わない”となる場合、取り扱うデータのセキュリティ等にも関係するため、職員・保護者ユーザーの方が要配慮個人情報を記載することがないと判断される理由について、差し支えなければ見解をお伺いできますでしょうか。	要配慮個人情報を取り扱わないことを前提としているものではありません。個人情報の取扱いについては、機能要件に記載しているとおりであり、すべての要配慮個人情報の取扱いを必須とするものではありませんが、要配慮個人情報の取扱いを排除するものでもありません。
5	仕様書 6 ページ目 10.1 運用要件 (イ) 10 行目	問合せ対応について、事業者向けと保護者向けヘルプデスクを同一窓口として対応しておりますが、問題ない認識でよろしいでしょうか。	仕様書に定める対応内容を満たすものであれば、職員向け及び保護者向けヘルプデスクを同一窓口として対応することも可とします。
6	仕様書 8 ページ目 14. 留意事項 (イ) 5 行目	提案および受託後に関係する質問として「本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。」との記載がございますが、弊社は親会社との間で法務・監査の連携体制をとっており、秘密保持等は締結したうえで業務上、契約書類の共有を実施しています。また、再委託の際にも、再委託に必要な情報を再委託先に開示する必要があります。いずれも個人情報等の共有を行うことはございませんが、契約書などの一部の情報は連携する可能性があり、こうしたケースは受託後に必要な情報をご提出させていただき対応でよろしいでしょうか。	業務遂行上必要な範囲において、親会社又は再委託先への情報共有が必要となる場合は、秘密保持義務を適切に講じた上で、事前に本市へご相談ください。共有内容等を確認の上、必要に応じて対応を協議し、その内容については書面により記録するものとします。
7	仕様書 4 ページ目 7.3 調達機器類	表 4_機器仕様において参考製品として dynabook K70/HY が選定されており、同等品申請が可能とされていますが、現在の仕様は当該参考製品に特化した仕様となっており、他社製品での同等品申請が実質的に困難な状態となっております。 また、当該製品（dynabook K シリーズ）は現在メーカー側で生産調整が行われており、ホームページにおいてもそのように掲載されております。生産終了となる場合を想定し、同等品申請の実効性を担保するため、端末の基本性能（CPU・メモリ・画面サイズ等）を満たしていれば、形状やペン仕様等について柔軟な同等品承認を行っていただける認識でよろしいでしょうか。	同等品については、システムの動作に必要な CPU、メモリ、画面サイズ等の基本性能を満たし、かつデタッチャブル式の 2in1 PCであることを基本とします。参考製品固有の付属品等については、必ずしも同一であることを求めず、仕様書に定める要件及びシステムの利用に必要な性能・機能を満たすことを確認した上で、個別に判断するものとします。なお、提案を予定している機器については、事前に「同等品申請書兼承認書」を提出し、本市の承認を得るものとします。

8	実施要領 2 ページ 4.参加申込手続き (1)	参加申込書の提出物について、業務実績の提出様式は任意様式で差し支えないでしょうか。また、記載内容について、導入先の団体名（自治体名・法人名等）及び導入・運用保守期間を記載すればよろしいでしょうか。	業務実績の提出様式は、任意様式で差し支えありません。記載内容については、導入先団体名及び施設数、履行期間、業務概要及び運用保守期間等を記載してください。なお、業務概要については、本業務の履行実績として認めることができる内容を記載してください。
9	実施要領 5 ページ 8.審査方法	実施要領 4 ページ「7. 企画提案書等の提出（1）①ウ」に「副本については、会社名、ロゴなど提案者を識別できる情報を含んではならないことに留意すること。」と記載がありますが、プレゼンテーション実施時においても、口頭説明などにおいて会社名を伏せた状態で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーション実施時においては、企業名等を伏せていただく必要はありません。
10	全般	本調達においては、仕様書に記載された機能要件を満たしていれば、その実現方法（例：画面構成、アプリと Web の別、その他技術的手段）について特段の制限は設けられていないものと理解しております。したがって、仮に各社の質問回答において特定の実現方法が示された場合でも、それが参考情報であり、必ずしもその実現方法を取らなければならないという趣旨ではなく、同等以上の成果が得られる手法（機能要件を満たす手法）での提案が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、仕様書に記載された機能要件を満たすことを前提として、実現方法については特段の制限を設けておりません。ただし、質問に対する回答は本実施要領及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなすため、回答において実現方法を指定している場合は、その内容に従うものとします。
11	仕様書 7.3 調達機器類	各園へ納品させていただく機器の設定についてご質問させていただきます。 ドメイン参加やプリンタードライバーの設定など現地で設置及び動作確認以外に設定する内容がありますでしょうか。	各園の Wi-Fi ネットワーク環境への接続設定を想定しております。その他の設定については、必要に応じて都度ご対応をお願いします。

12	仕様書 4.委託業務範囲 (ウ)	マニュアルは量の多さから印刷物だけでなくオンラインマニュアルのご提供が必要になるかと存じますが、それは Google ドライブに格納するかたちでのご提供は不可と考えてよろしいでしょうか。自治体の通信環境下ではセキュリティの制約上アクセスできないことが考えられるため、ご質問しております。 また、オンラインマニュアルは、サイト内に検索窓が設けられており、欲しい情報を検索して簡単に辿り着けるようになっている必要があると考えてよろしいでしょうか。特に導入初期はマニュアルを利用する頻度が高いことが予想されるため、利用者の利便性を考慮してのご質問です。	仕様書「6. 成果品」のとおり、マニュアルについては電子データでの提出をお願いいたします。提出方法については特に指定しておりませんが、DVD 等の記録媒体により電子データを納品いただくことを想定しております。 なお、オンラインマニュアルについては、提供方法や検索機能等の具体的な仕様を定めるものではありません。
13	仕様書 7.1 機能要件 (ア) 及び (イ)	保護者向けの専用スマートフォンアプリを用いる場合、全ての操作がアプリ上で完結する必要がある認識でよろしいでしょうか。 仮に「操作の入口はアプリである一方で、実際の操作中にアプリからブラウザに遷移する」ような仕様である場合、欠席連絡の記入中などに保護者が誤ってブラウザを閉じてしまい、再度一から入力し直さなければならない等の事象が発生する可能性が高いことから念の為確認しております。 また、職員・保護者向けのそれぞれの連絡帳機能においても、添付された写真含めて一つのアプリの中（別システムへのログイン操作等は不要）で、過去に遡って閲覧できることが必須となる認識でよろしいでしょうか。	仕様書「7. 1 機能要件 (ア)」のとおり、スマートフォン・タブレット用アプリ又は Web アプリを含め、一つのシステム内で機能が完結し、特定の別システムを利用することなく業務を実施できることとしてください。
14	仕様書 7.2 非機能要件 (オ)	「システムの機能改善及びバージョンアップが継続的に提供されること」とありますが、国の保活情報連携基盤と連携をしている又は連携予定であり、保護者から施設見学予約があった場合に、システム内で申請情報を把握できることが必須という認識でよろしいでしょうか。 国の流れに合わせた更新を求められていると考え、ご確認です。	本仕様、ご質問のような国の保活情報連携基盤との連携等を想定したものではなく、基本的なシステム機能の改善やセキュリティパッチの適用等を想定しています。

15	仕様書 7.3 調達機器類 2 行目	仕様書 7.3 調達機器類に「なお、機器の設定、設置及び動作確認についても本業務に含むものとする。」とございますが、機器の設定につきまして、端末 31 台（2 in 1 パソコン及びタブレット）にインストールするアプリケーションは、保育業務支援システムのみでよろしいでしょうか。保育業務支援システムの他に、インストールすべき指定のアプリケーションがございましたら、ご教示ください。	現時点では、保育業務支援システム以外に指定するアプリケーションのインストールは想定しておりません。ただし、本システムの利用にあたり必要となるアプリケーション等がある場合は、必要性を含めてご提案ください。
16	仕様書 10. 安定稼働に関する要件 10.2 保守要件	仕様書 10. 安定稼働に関する要件の 10.2 保守要件に記載の要件は、あくまでシステムに対しての要件であり、機器に対する要件ではない（機器はメーカーの標準保証のみである）認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書 12.本業務に係る費用の算出方法について	仕様書 12.本業務に係る費用の算出方法について、「本業務費用には、システムの導入、設定、公開及び運用開始までに必要な一切の費用並びに納品物に係る費用を含めること」とございますが、本格運用開始後（令和 9 年 4 月 1 日以降）のシステム利用に係る費用は本業務の費用に含まない認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	機能要件等一覧表	・デザイン・操作性 9 職員の方が、タブレット・パソコンのどちらを使っても、機能差なく利用できることが必須であると考えてよろしいですか。 ・デザイン・操作性 9 職員の利便性の観点から、タブレット・パソコン問わず、同一の画面構成で利用できることが必須と考えてよろしいですか。 ・連絡帳 26 連絡帳について、職員側で保護者側の既読確認ができる機能は必須と考えてよろしいでしょうか。 ・児童情報の登録 67 職員様の利便性を考慮し、次年度新たに入園する児童情報についても、一括登録ができることが必須と考えてよろしいでしょうか。	・デザイン・操作性 9 タブレット・パソコンのいずれを使用する場合においても、機能差なく利用できることを必須とします。ただし、端末に応じて画面構成やデザインが異なることは差し支えありません。 ・連絡帳 26 機能要件等一覧の項目番号 80 のとおり、連絡帳の既読状況を確認できる機能は必須機能ではなく、任意機能としております。 ・児童情報の登録 67 お見込みのとおりです。

	・児童情報の登録 68 児童情報を管理するための、「任意のグループ」を作成した場合、その任意グループはシステム内のすべての機能に連携し、各機能内で都度グループを作成せずに運用できることが必須と考えてよろしいでしょうか。 ・様式管理 113 貴市指定のフォーマットに変更した場合においても、月案と年間指導計画の項目が連携する仕組みが適用される仕様であることが必須と考えてよろしいでしょうか。 ・様式管理 113 指導計画・日誌に関して：「貴市指定フォーマット」とは、ただ必要な項目が入っていれば良いというわけではなく、現在皆様が利用しているフォーマットの様式（見た目）を保った上で、システム上で再現し表示できる仕様である場合のみ、○で回答できるという理解でよろしいでしょうか。 システム化はするものの、現行の慣れたフォーマットを利用したいという趣旨と捉えているため、確認しております。 ・様式管理 113 フォーマット変更の仕様についての質問です。 例えば、「月案」のフォーマットを変更した場合は、その「月案の機能」で表示されるフォーマットが、システムオリジナル→貴市指定フォーマットに変わるという認識でよろしいでしょうか。 オリジナルフォーマットの月案は、全く別の機能で書かせるシステムもあり、監査時にリスクになる可能性があるため、確認しております。 ・指導計画の作成 114 各種帳票の印刷について、システム上で表示されている記入画面（市指定フォーマット）と同一のレイアウトで印刷されることが必須という認識でよろしいでしょうか。 ・日誌の作成 121 「欠席者数は、登降所機能と連動して引用入	・児童情報の登録 68 各システムの特徴や仕様を考慮し、必須の要件としてまでは求めておりません。 ・様式管理 113 質問のような、月案と年間指導計画の項目が連携する仕組みまでは必須ではありません。 指導計画・日誌については、現行の指定フォーマットをシステム上で再現できることが望ましいですが、より利便性の高い形式等がある場合は、必要に応じて変更できるものとします。また、フォーマットを変更した場合は、該当する機能において変更後の指定フォーマットが表示されるものとします。 ・指導計画の作成 114 お見込みのとおりです。 ・日誌の作成 121 お見込みのとおりです。
--	---	--

	力されるなど、効率的に入力できること」とありますが、市指定のフォーマットに変更した場合においても、出席者数・欠席者数は自動で計算できることが必須という認識でよろしいでしょうか。 ・発達の記録 137 記録の間隔は、月齢ごとだけでなく任意に設定できることが必須という認識でよろしいでしょうか。システム既定の記録間隔と、皆様が記録している記録間隔が合わない可能性があるため、ご質問しております。 ・午睡記録 139 うつ伏せ直しをした場合、うつ伏せ直しのみの記録ではなく「左向き＋うつ伏せ直し」のように、向きの記録も併せて行うことが必須という認識でよろしいでしょうか。監査でそのような記録を求められるケースがあるため、お伺いしています。 ・午睡記録 142 記録の印刷時には、午睡中に記録した園児の様子（例：咳あり）も一つの印刷物のなかに表示される必要があるという認識でよろしいでしょうか。監査で求められることがあるため、お伺いしております。 ・請求ルール等の設定 145 請求項目には、全体金額がマイナスにならない範囲で「-X 円」等、マイナス額の項目も設定できることが必須という認識でよろしいでしょうか。運営される中で返金等が発生した場合に、項目を残した上で調整するシーンを想定し、ご質問しております。 ・請求金額の計算 146 「児童ごとの 1 ヶ月あたりの請求金額を計算・管理できること」とございますが、請求金額は保護者アプリにも連携し、明細を含め閲覧できることが必須という認識でよろしいでしょうか。請求管理の ICT 化において、ペーパーレス化および手渡し運用の削減は一般的な内容であるため、確認しております。 ・請求金額の計算 146	・発達の記録 137 本機能要件において必須としているのは、月齢ごとの記録間隔です。その他の任意設定については必須要件ではありませんが、有用な機能等があればご提案ください。 ・午睡記録 139 ご質問の機能は必須要件ではありませんが、有用な機能等があればご提案ください。 ・午睡記録 142 ご質問の機能は必須要件ではありませんが、有用な機能等があればご提案ください。 ・請求ルール等の設定 145 ご質問の機能は必須要件ではありませんが、有用な機能等があればご提案ください。 ・請求金額の計算 146 当該機能は管理者・施設向けの機能であり、請求金額や明細を保護者アプリへ連携し、閲覧できることまでは必須としておりません。また、消込処理におけるデータロック機能についても、必須要件としては求めておりません。
--	--	---

		請求金額について、消込処理後におけるデータロック（編集不可）機能は必須という認識でよろしいでしょうか。金銭管理における操作ミス等を防ぐ観点から、消込完了後は金額等の変更を不可とするために必要な機能なため、ご質問しております。 ・集計・出力 147 請求金額のデータ出力については、児童ごとだけでなく、施設ごとやクラスごとにも出力可能であることが必須という認識でよろしいでしょうか。 ・サービス提供環境 152 ISO27017 について、「データ管理 6」の質問にて必須要件となっているため、152 の項目についても任意ではなく必須という認識で間違いないでしょうか。	・集計・出力 147 ご質問の機能は必須要件ではありませんが、有用な機能等があればご提案ください。 ・サービス提供環境 152 項目番号 6 の「システムは ISO27017 を取得していること。」は誤りであり、必須要件ではありません。項目番号 152 に示す任意機能を機能要件としております。
19	セキュリティ対策確認表	・全般 システム提供事業者と提案者が異なる場合は、システム提供事業者の対応状況を記載する認識でよろしいでしょうか。 また、その場合は資料右上の「代表者職指名」もシステム提供事業者について記載する認識で間違いないでしょうか。	システム提供事業者と提案者が異なる場合は、システム提供事業者の対応状況を記載してください。 資料右上の「代表者職氏名」については、提案者の代表者を記載してください。 公告中の「代表者職指名」は「代表者職氏名」の誤りです。
20	機能要件等一覧表 項目番号 6 項目番号 152	機能要件一覧表 項目番号 6 詳細要件・補足説明 には「システムは、ISO27017 を取得していること」と明記され必須機能となっております。 また、項目番号 152 要件 には「システムは、ISO27017 を取得していること」と項目番号 6 と同内容が明記され任意機能となっております。 【自治体で独自に追加した要件】である項目番号 152 の任意機能が、貴市の考える要件と理解しておりますが、お間違いないでしょうか。	項目番号 6 の「システムは ISO27017 を取得していること。」は誤りであり、必須要件ではありません。項目番号 152 に示す任意機能を機能要件としております。

21	機能要件等一覧表 項目番号 6	機能要件一覧表 項目番号 6 詳細要件・補足説明 に「ISMAP クラウドサービスリストに登録されていること、又はこれと同等以上のセキュリティ水準を有することを客観的に証明できること」とございますが、利用するクラウドサービス基盤「ティア 4 相当」の場合、要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。	「ティア 4 相当」のクラウドサービス基盤を利用しており、かつ ISO/IEC 27001 等の認証取得など、情報セキュリティ対策が客観的に確認できる場合は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているものと同等以上のセキュリティ水準を有するものとして差し支えありません。
22	機能要件等一覧表 項目番号 19	機能要件一覧表 項目番号 19 要件 に「マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いたログインにも対応すること」とございますが、本要件は、マイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いた公的個人認証（JPKI）により、利用者本人を認証し、システムへログインできる機能を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、認証方式については、IC カードリーダーライターを利用する方式に限定せず、デジタル庁が提供するマイナアプリ及びデジタル認証サービス等を利用し、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る方式についても要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで差し支えありません。
23	機能要件等一覧表 項目番号 114	機能要件一覧表 項目番号 114 詳細要件・補足説明 に「月間指導計画および週間指導計画（クラス別・任意グループ別/園児別）」とございますが、各任意グループ別/園児別のご指定書式の各指導計画の様式をご教授ください。	「月間指導計画および週間指導計画（クラス別・任意グループ別/園児別）」については、各指定様式を想定した記載ではなく、各計画をクラス別、任意グループ別又は園児別に作成し、それぞれの単位で印刷できることを求めたものです。
24	機能要件等一覧表 項目番号 158	機能要件一覧表 項目番号 158 要件に「職員ごとに担当クラスを複数設定できること」とございますが、複数クラスを「持ち場」として設定できることで、本要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。	システム上の呼称が「担当クラス」と異なる場合であっても、職員に複数のクラス情報を付与できるなど、職員が複数クラスを担当することを管理できる機能を有しているのであれば、本要件を満たすものとして差し支えありません。